

## 月探査に関する懇談会 運営要領 (案)

平成21年8月4日  
月探査に関する懇談会決定

月探査に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営については、「月探査に関する懇談会の開催について」（平成21年7月17日内閣官房長官決裁）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによる。

### 1. 議事の進行

- (1) 懇談会の進行は、座長が務める。

### 2. 議事の公開

- (1) 懇談会の議事は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会の議事の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (2) 配付資料は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (3) 事務局は、懇談会の議事要旨を作成し公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

### 3. その他

この運営要領に定めるもののほか、懇談会の運用に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。